

住宅ローンの返済でお困りの方

相談センター、弁護士等に相談する前に。
ちょっとした知恵を！



アンビシャス(株)の連絡先

 ambitious@ia3.itkeeper.ne.jp

 095-844-4875

FAX 095-844-4918

■URL <http://ambitious-ok.com>

《弊社でお手伝いできるのはこの様なお客様》

◎ 住宅ローンの返済が、負担が大きい、返済困難、不可能な方

***先ずは、取扱金融機関へ、早めのご相談を！**

(上記状態の具体例一部)

- 収入が減り、または他の借金が多くて、今後の住宅ローンの返済にご不安がある方。
- 住宅ローンの今後の返済に不安があり、無料相談センター、または金融機関に相談はしてみたが、内容がよく分からない、また具体的にどのようにすべきか分からない方
- 住宅ローンの支払いは苦しいが、今の自宅を手放したくない方
- 破産申立をすべきがどうかお悩みの方
- ご自宅の売却を検討するも、予定売却価格が住宅ローン残高より安く、売却する事ができないと思われる方
- ご夫婦での連帯債務でローンを支払っているが、離婚を考えていて、どのようにすべきか分からない方
- 連帯債務で、片方の債務者が、破産等を考えている方
- 住宅ローンは苦しいが、保証人が付いており、迷惑をかけられないと思われる方
- 支払いが滞り、金融機関から督促状、または法的手続きの通知がきている方
- ご自宅が役所から差押えされていて、今後どうなるのか不安な方

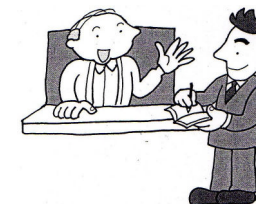


“任意売却”という方法があります。

任意売却とは？

債権者(金融機関)との合意のもと
ご自宅を売却して、
債務整理を行う事

金融機関、税務署、市役所などと
弊社が協議



詳しくご説明すると

◎所有者または債務者(ローンの借主)と債権者(金融機関などの抵当権者、差押権者)との合意のもと、競売開始前に、ご自宅を、不動産会社を通じて任意に売却することです。

結果→■残債務の支払い方法は、金融機関との協議の上、**大幅に減額**が可能です。

■買主様のご承諾がいただければ、引越し費用等、**一時金の捻出**も可能な場合があります。

任意売却に必要な費用

- 無料(0円)です。
- 司法書士、弁護士とは違いますので、相談料・コンサルタント料などは一切頂いておりません。
- 任意売却が不成立の場合であっても、それまでの金融機関等との交渉にかかる必要経費についても頂いておりません。



不動産仲介 アンビシャス(株)

〒852-8113 長崎市上野町5番8号

URL <http://ambitious-ok.com>

長崎県宅地建物取引業協会会員 長崎県(2)3592号